

無線設備規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
（空中線電力の許容偏差） 第十四条 （略） 2 （略） 3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局（以下「インマルサット携帯移動地球局」という。）の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五ㄴを超え一、六六〇・五ㄴ以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、第四十五条の二の五に規定する無線設備、<u>携帯用位置指示無線標識</u>及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。 4 （略）	（空中線電力の許容偏差） 第十四条 （略） 2 （略） 3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局（以下「インマルサット人工衛星局」という。）の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局（以下「インマルサット船舶地球局」という。）の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局（以下「インマルサット携帯移動地球局」という。）の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五ㄴを超え一、六六〇・五ㄴ以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、第四十五条の二の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。 4 （略）

(携帯用位置指示無線標識)

第四十五条の三の三の三 G-B電波四〇六MHzから四〇六・一MHzまで及びA三X電波一一・五MHzを使用する携帯用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を同時に送信することができること。

ロ 小型かつ軽量であつて、一人で容易に持ち運びができること。

ハ 筐体は容易に開けられない構造であること。

ニ 筐体に黄色又はだいだい色の彩色が施されていること。

ホ 筐体の見やすい箇所に機器の取扱方法その他注意事項を簡明に、かつ、水で消えないように表示してあること。

ヘ 取扱いについて特別の知識又は技能を有しない者にも容易に操作できるものであること。

ト 手動により動作を開始し、及び停止するものであること。

チ 不注意による動作を防ぐ措置が施されていること。

リ 電波が発射されていることを表示する機能を有すること。

ヌ 正常に動作することを容易に試験できる機能を有すること。

二 送信装置は、第四十五条の二第一項第二号に規定する条件に適合すること。

三 空中線は、第四十五条の二第一項第三号に規定する条件に適合

すること。

四 電源は、一次電池を装置するものであり、かつ、その電池の有効期限を明示してあること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的條件に適合するものであること。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

（略）

注1～27 （略）

28 衛星非常用位置指示無線標識、第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備及び携帯用位置指示無線標識に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) （略）

29～55 （略）

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

（略）

注1～27 （略）

28 衛星非常用位置指示無線標識 及び第45条の3の5に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) （略）

29～55 （略）

別表第二号（第6条関係）

第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
(略)	(略)	(略)
G1B	20kHz	406MHz から 406.1MHz までの周波数の電波

G1B	20kHz	406MHz から 406.1MHz までの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備、 <u>携帯用位置指示無線標識</u> 及び航空機用救命無線機
(略)	(略)	(略)

第 2 (略)

第 3 第 1 及び第 2 に定める電波の型式以外の電波の型式（衛星非常用位置指示無線標識、第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備、携帯用位置指示無線標識 及び航空機用救命無線機が使用する電波の型式 A3X を除く。）の発射電波に許容される占有周波数帯幅は、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第 4～第 65 (略)

別表第三号（第 7 条関係）

1～12 (略)

13 406MHz から 406.1MHz まで及び 121.5MHz の周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備、携帯用位置指示無線標識、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機のスプリアス発射の強度の許容値は、2、7、9

		を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備及び航空機用救命無線機
(略)	(略)	(略)

第 2 (略)

第 3 第 1 及び第 2 に定める電波の型式以外の電波の型式（衛星非常用位置指示無線標識、第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備及び航空機用救命無線機が使用する電波の型式 A3X を除く。）の発射電波に許容される占有周波数帯幅は、別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

第 4～第 65 (略)

別表第三号（第 7 条関係）

1～12 (略)

13 406MHz から 406.1MHz まで及び 121.5MHz の周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識、第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機のスプリアス発射の強度の許容値は、2、7、9 及び 10 に規定する値にかか

及び 10 に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。 14～59 （略）	わらず、総務大臣が別に告示する値とする。 14～59 （略）
--	-------------------------------------

監 目
の無全だ、公世の目から撰むる。